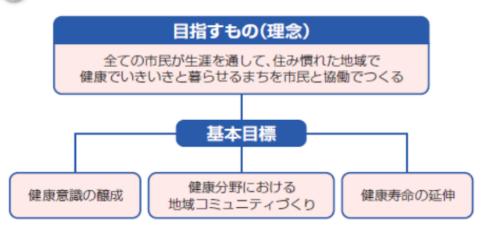
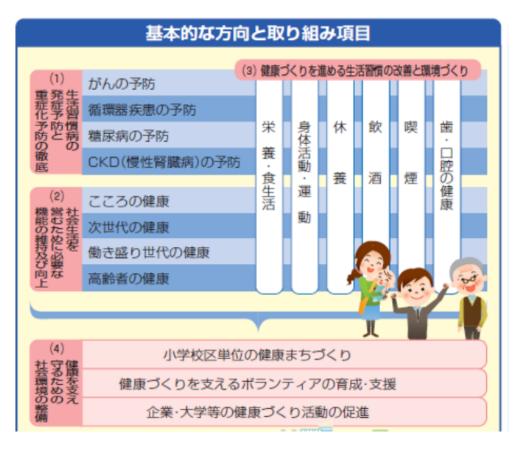
## 総合的な健康づくりの推進体制について

健康づくりの推進については、国の第 4 次国民健康づくり対策「健康日本 21(第 2 次)」を推進するため、健康増進法第 8 条第 2 項に基づく「健康くまもと 21 基本計画(第 2 次)」を策定し、熊本市総合計画の保健計画に位置づけ、本市の健康づくりを総合的に審議しております。

計画では、「健康意識の醸成」「健康分野における地域コミニユティづくり」「健康寿命の延伸」を基本目標にすえ「歯・口腔の健康」「栄養・食生活」に関する生活習慣の改善とこれを取り巻く環境の改善を目指します。

# 





#### 【計画の推進】

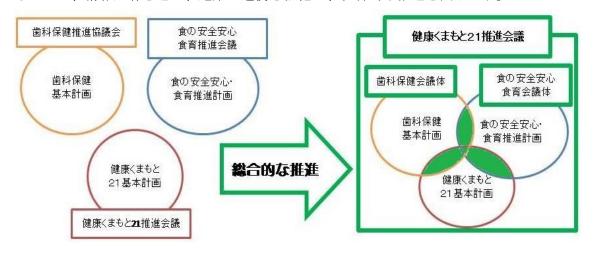
審議会により継続して審議し、進捗管理と着実な計画推進を図ります。

- 第2次健康くまもと21基本計画の推進
- 第3次歯科保健基本計画の推進
- 第2次食の安全安心・食育推進計画の推進

計画等	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34
第2次健康くまもと21基本計画 (H25-H34)	<b></b>									
第3次歯科保健基本計画 (H25-H34)	<b>(</b>									$\Rightarrow$
第2次食の安全安心食育推進計画 (H21-H30)	<b>(</b>					$\Rightarrow$				$\Longrightarrow$

### 【総合的な審議】

これまで個別の会議体により審議してきましたが、保健分野をより総合的に審議するため健康くまもと 21 推進会議を柱に、歯科保健会議体、食の安全安心食育会議体を実施することで、情報共有を進め、施策の連携を強化し、総合的な推進を図ります。



#### 【専門性の確保】

審議の専門性を確保するため専門会議体を設けます。

